

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和4年11月24日(木)午後1時30分から午後3時10分
場所 教育文化会館1階集会室

2 出席委員

森本太郎、網谷繁彦、高松賢二郎、塩谷俊之、鷺北英司、濱田清人、
中村好成、上野佳弘、水島洋、坂田博美、三國嘉彦、荻野洋一、
島崎慎一、河合雅司
(欠席委員：大浦清和)

3 議長

議長：森本太郎

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

塩谷俊之、中村好成

6 県職員

北川副主幹、飯野主任、大津主任

7 事務局職員

辻本事務局長

8 付議事項(議題)

(1) まいわし漁獲可能量(TAC)の配分数量の融通について(諮問)

水産漁港課から、資料1により「まいわし漁獲可能量(TAC)の配分数量
の融通について」説明された。

水産漁港課の大津主任から、9月の海区でも説明したとおり、まいわし対
馬暖流系群については、大臣管理区分の大中型まき網漁業と知事管理区分の
富山県、石川県、島根県の4者にTACが配分されている。9月末現在の消化
状況は別表1にとりまとめた。大中型まき網漁業では約8割、島根県では約
7割の消化率となっているが、富山県と石川県は5割程度に留まっている。
国の留保枠29,100トンからは既に23,150トンが配布済みであり、国からは
これ以上放出できない。こういった状況で、島根県は、まだ漁期を残してお
り、枠がひっ迫する可能性がある。このため、主漁期が終了している富山県
へ枠の融通の要望があった。

9月の委員会では反対意見がなかったことから、その後、大中型まき網漁業と島根県と協議を進めた。10月末までの漁獲実績と11、12月の過去最大漁獲実績から、3,096トンが余る計算となった。約3,000トンが余るので、さらに安全のため500トンを差し引いた2,500トンを融通案とした。島根県、大中型まき網および富山県の3者で協議した結果、大中型まき網漁業は辞退され、島根県において万が一富山県の枠がひっ迫した場合、すぐに返還する用意があることから、島根県へ2,500トン全量を融通するという案とした。

融通する意義として、まいわし対馬暖流系群の資源が日本全体において有効に利用され、マイワシに限らず様々な魚種でも、融通の必要性が発生した場合に要望できる体制を構築できることが挙げられる。

スケジュールとして、今回、承認いただければ、11月下旬に水産庁に届出し、大臣より回答をいただいた後、12月上旬に配分の融通の通知と知事管理漁獲量の変更を行いたい。

以上のとおり、現行の知事管理漁獲可能量8,400トンから、融通分の2,500トンを差し引いた5,900トンに変更することについて、諮問させていただきたい。

水産漁港課の北川副主幹から、補足として、島根県に対し融通することについて、今回、富山県から他県に融通することは初めてのこととなる。ただし、今後TAC魚種が増えていくなかで、イワシに限らず本県もいずれ融通を受けなければならない時が来る。県としても、他県との融通をやるべきと考えている。必要十分量を残して融通すること、予期せぬ漁獲があった場合には島根県から枠を返してもらおう約束をしていることから、本県の漁業者には不利益を生じさせることはないと考えている。ただし、島根県への融通であるが、中型まき網漁業への融通となっており、定置網漁業者に十分説明して今日までに理解を得ることができればよかったが、その場がなかったため、12月上旬に富山県定置漁業協会役員研修会が予定されているため、ここで説明して理解を得るようにする。

委員から意見や質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として答申することで承認された。

(2) 各小委員会の経過報告について（報告）

事務局から、資料2により「各小委員会の経過報告について」説明された。

事務局の飯野主任から、東部地区小委員会は、10月25日に魚津漁協で開催された。要望について、区画漁業権では3つの要望があり、入善漁協から藻類養殖業の新設、魚津漁協から2件で、魚類小割り式養殖業を海藻養殖業に代えて定第9号の枠内に移すというものと、わかめ養殖業を海藻養殖業に代えて定第10号の枠内に移すというものがあった。また、共同漁業権では、魚津漁協から2件あり、いわし小型定置漁業といか小型定置漁業の漁期を1ヶ月後ろ倒ししたいとの要望があった。審議、調整を行った結果、区画、共同ともにすべての要望を認めることとなった。

中部地区小委員会は、10月31日にとやま市漁協四方本所で開催された。定置漁業権の要望として、定第25号～35号について、滑川春網定置組合の

池田文也氏からホタルイカ定置の漁期の変更として、3月1日～8月31日を、2月15日～7月31日にしたい。水橋漁民合同組合の安倍久智氏からの要望で、定第39号の区域を西方に150～200m拡大したい。深曳漁業生産組合から2件の要望があり、定第40号と41号について、1ヶ月後ろ倒ししたい。定第62号について、尾山水産有限会社から8月25日～3月10日までの漁期を周年にしたい、とする要望があった。区画漁業権では、新湊漁協から、新設で魚類小割り式養殖業をサクラマスで伏木富山港に占用許可を受けている堀岡船溜りに区画漁業権を要望された。共同漁業権として、共第7号に、新湊漁協がたこ漁業を新設したいと要望された。審議、調整の結果、定置漁業権では、この場では意見がまとまらなかったため、要望者に対し、第2回小委員会の開催を希望する、本委員会の判断に委ねる、要望を取り下げる、との意向を確認することとした。その結果、滑川春網定置組合からの定第25～35号の要望と、水橋漁民合同組合からの定第39号および深曳漁業生産組合からの定第40、41号の要望については、次の議題で協議していただき、本委員会で判断することとなった。尾山水産有限会社からの定第62号については、要望を取り下げることとなった。区画、共同については、すべての要望を認めることとなった。

西部地区小委員会は、11月7日に氷見水産センターで開催された。定置漁業権の要望として、定第75号と78号について、沖垣網の制限の撤廃を要望された。共同漁業権では、現在、石川県が県境の共第37号を免許しているが、次期は富山県が共第10号として免許することとなっており、石川県漁協から、あわび漁業となまこ漁業を新設したいと要望された。審議、調整の結果、定置漁業権の2件については、氷見漁協内で話し合いがなされ、要望が取り下げられた。共同漁業権では、要望は認めるが、なまこ漁業について、氷見漁協が漁業権者となっている共第9号では11月1日～4月30日までが行使期間となっており、漁業の時期と行使期間は異なるが、漁業の時期は周年とし、行使期間を石川県側と富山県側で調整が必要となっている。

網谷会長代理から、中部地区小委員会では、とやま市漁協のなかに2件の要望事項があった。2件の要望者と1件の反対者で、漁協内で調整しているが、結論が出ていない。調整期間が短く、今後1ヶ月くらいで調整できるとは思えず、期日までに調整できない場合、5年後の次の免許までの間に調整することで、弾力的に漁協内で調整したい。深曳漁業生産組合では、漁期を9月1日～3月20日を10月1日～4月20日に変更したいとしているが、反対者の意見もホタルイカに特化したものとなっており、「深曳」と「天神前網」は同じ場所なので、「深曳」で捕っていない時には「天神前網」で捕っていて、どちらかの網で捕っているので、反対者の意見がどうなのか、意見調整が可能なのか本委員会の皆様に意見を伺いたい。水橋の「天念坊」については調整してみたが、今回は諦めることとなった。深曳と四方の調整がつくか、つかないのかという感じになっている。海区の要望事項をみていると、どこか1件でも反対意見があれば、ほとんど承認されないという感じになっている。漁業者の方々も、ここ10年、15年のなかで海区の要望はどこか反対されれば認められないという認識になってしまっている。過去に、要

望があって反対者がいた場合でも、要望が通ったことが何件かあると伺っている。海区の本委員会で、案件を却下しなければならないのか、もしくは承認してもいいのか協議していただきたい。

塩谷委員から、協議を求められても、協議する材料がなく、データなり、過去の状況や水揚げなどを出してもらわないと先に進めない。

中村委員から、反対の意見が出るのは、確実に隣の網に影響が出ると考えているからで、以前に当社の網の上側にホタルイカ定置を建てられ、翌年から当社の網にホタルイカがほぼ入らなくなった。どこか隣に漁期の変更などがあったら影響があると考えており、それで反対している。

塩谷委員から、いま言われたことを挙げていただければ、これは認められないということになる。いまのようなことを言っていただければ判断材料になる。

網谷会長代理から、要望者と反対者が協議すべきで、要望者に対して、とにかく反対だということではすり合わせができない。滑川も要望の場に出てきていただいて判断材料にしたかったが、残念ながら出てきてもらえなかった。協議に至らなかった。

森本会長から、皆様のご意見が、議題3の内容に移っているので、次の「漁業権に関する要望の取扱いについて」に進めていきます。

(3) 漁業権に関する要望の取扱いについて（協議）

森本会長から、定置漁業権について、滑川春網定置漁業組合池田文也氏からの定第25～35号について漁期の変更の要望があったが、中部地区小委員会において本委員会の判断に委ねるとされたため、本委員会の皆様のご意見を願います。

辻本事務局長から、中部地区小委員会には、滑川春網定置組合池田文也氏の出席がなく、要望に対する説明が十分になされなかった。中部地区では滑川・とやま市・新湊漁協が管轄で、新湊漁協から反対、とやま市漁協も滑川漁協と調整が進んでいないというなかで、中部地区として「認める」「認めない」という判断ができなかった。小委員会で反対が多数あったなかで、本委員会で「認める」ということは難しいかもしれないが、ご意見や今後の進め方についてご意見をいただきたい。

網谷会長代理から、滑川は前回1ヶ月前倒しということで2月1日から要望していたが、前回どうしても1ヶ月前倒しが必要なのかとの意見があり、今回は15日短縮して2月15日からとしているが、あいにく要望の説明がなかったため、判断できなかった。反対者の意見を尊重せざるを得なくなった。

高松委員から、ちょっと厳しいことを言うが、定置網をいつから始めるかという大変重要なことに関して、当の要望者が出てこないことは、あまりにも不謹慎というか委員会を無視しているという感じを受ける。どうしてもこれをやりたいのであれば、地区ですでに終わっているのに、この本委員会に来てもらって説明して皆さんが納得いくかどうか、具体的なデータ、なぜこうしなければならないかという数値などを見せて、私たちが議論のうえに載せていただいて検討すべき。出てこないのであれば、無視して却下すればよ

い。この方もかつては海区の委員であったので、十分わかっていると思う。皆さんせっかくどうしようかと話をしようとしているのに、出てこないということ自体腑に落ちない。

塩谷委員から、あわよくばみたいな感じでやってもらっては困る。切実な問題であれば出てきてもらって、言ってもらわなければならない。欠席されては意味がない。

網谷会長代理から、高松委員のいうとおりで、要望者と反対者で意見を戦わせて、反対している人に理解してもらってこそ免許できると思う。そういう議論がされなかったことは残念である。1件でも反対されれば認められたケースというのは、ここ10年、15年のスパンで見るとなかったもので、そういう風に判断される可能性はある。

辻本事務局から、ホタルイカの漁期については、漁が年々早まっているのではないかということで漁期を早めたいとしていると思うが、漁業権の更新に際して、県から漁期の変化について科学的に十分に説明できなかった。今回の漁業権のなかで、魚価の問題とか、捕れなくなったときの他の定置への補償の問題とか、いまから整理することは不可能とっていて、次の5年後に向けて、水産研究所からもホタルイカ漁期の変化などを説明し、お互いの融通の可能性について協議を図るということで、今回は見送るということが妥当ではないかと考えている。

中村委員から、問題の一番難しいところは、万一許可を出して、隣接漁場に影響が出た場合、誰が責任をとるのか。確実に、漁期を伸ばし、定置網の場所を移動したら影響があって、その証明責任は被害が出た方にある。たまたま次の年だけだったのか、その先何年もずうっとなのか、それを証明できないということがあるから反対する。

河合委員から、ホタルイカ漁期が3月1日から8月31日までになっており、8月にはホタルイカは捕れないが、なぜこのようになっているのか単純な疑問がある。7月31日で十分で、後ろ1ヶ月短くするのであれば、前を半月早めてくださいというのは理解できる。なんでもかんでも駄目ということでは今後まずいと思う。漁期が段々早まっているようであれば、それに対応したことを考えなければならない。今回は出てこなくて説明されなかったもので、それを理由にして今回は駄目ですよというのはよろしいかと思う。

森本会長から、賛成、反対の採決をとるシナリオとなっていますが、採決をとってよろしいでしょうか。

網谷会長代理から、採決をとった場合、委員の3分の2の賛成で承認されると伺っているが、そのように考えてよいか。これまで採決をとったケースはないと思う。3分の2の賛成で承認されるということで、皆さん地元へ帰って問題ないか。

濱田委員から、ホタルイカに関しては、滑川だけではなく、湾内全体の新湊から魚津までが対象となる。期限を延ばしたり遅らせたりするのは、他の業者との絡みもあって結論が出てこなかった。ホタルイカに関しては滑川だけの問題ではないので、ホタルイカに関わる者の意見を聞かないといけない。単に15日前倒しするという問題だけではない。

網谷会長代理から、ここ 10~15 年は採決をとって決めたケースはない。私は中部地区で、とやま市漁協内で賛成者と反対者がいるため白票になる。その他の方々が賛成されたら、承認されてしまう。昔は海区に権限があつて、今では海区があるもないも同じような組織となっているような気がする。

塩谷委員から、今回は、決をとらず取り下げたということか。

辻本事務局長から、今回は、小委員会で認められないものは本委員会では認めないというスタンスでした。今、滑川について審議されているが、水橋漁民合同や深曳漁業生産組合もホタルイカを中心とした定置網で、漁期の延長とか区域の拡大を要望されており、並べて議論していただく方がよい。濱田委員がいったとおり、ひとつの漁場を議論するのではなく、ホタルイカ漁業として、どう扱うか意見をまとめた方がよい。

網谷会長代理から、深曳漁業生産組合は、わけが違う。同じ枠内で、どちらかの網がかならず下りているため、どちらかの網で捕るということで、ホタルイカ漁期の問題とは異なる。

塩谷委員から、深曳はホタルイカというよりも大敷で魚を捕ることをいつていると思う。資料には理由を書いていないが、何を根拠としているかというものが無いと判断しようがない。

鷲北委員から、私も定置網業者のひとつであるが、ここで決をとるにはあまりにも情報がなさすぎると思う。特に、隣接した漁場には影響が出ると思うので、これだけの情報で有識者の方々とはいえ、もうちょっと知識を提供しないで決めるのは無茶な話ではないか。

塩谷委員から、ここで決めなければならないのか。

辻本事務局長から、決められないというのであれば、「認める」という判断ができなかった、情報不足で審議にならなかったということで処理させていただくことになる。

網谷会長代理から、ほとんどの要望者は、これまでどおり反対者がいれば承認されないという認識である。

塩谷委員から、あわよくばという思いで要望を出されたら、判断する材料がないから、初めからあきらめているような要望である。

網谷会長代理から、5年後に向けて具体的に要望していただいて、反対者もちゃんとした理由で反対してもらうことにしましょう。それで海区の方々に、本会議で採決をとりますよと。今回の要望に関しては、皆さんそういう認識がないと思いますので。

辻本事務局長から、前回、前々回とか反対で通らないという事実があつて、定置漁業権の変更が認められたのは 20 年前とかで、過去には漁期の延長、区域の拡大とか認めた案件もあり、判断に足る資料を要望者から出していたら、反対する方もなんでもかんでも反対するのではなく明確な理由をもって、次の 5 年に向けて前もって準備しないと調整しきれない。

網谷会長代理から、3 年くらいの間で要望を出していただいて、残り 2 年で要望を調整することが必要。

辻本事務局長から、特に中部地区は、複数の漁協にまたがっているのが難しい面もあるが、扱いを要望者ですり合わせて、漁協内であらかじめ調整し

ていただきたい。

網谷会長代理から、とやま市漁協内で次の免許までに調整できた場合には、次の漁業権で免許するという事は可能か。

辻本事務局長から、隣の漁協の滑川とか新湊漁協との調整になる。

森本会長から、いつまでに答申しなければならないのか。

辻本事務局長から、次の委員会で答申案を諮りたいと思っている。

森本会長から、今回は難しい。5年ごとに同じような問題が出てきて、議論がないまま認めないとしてきた経緯がある。ホタルイカの問題については、ずうっとやってきた問題であり、どこかできりをつけないといけない。毎度、同じことの繰り返しになる。色々意見が出ているが、今回は時間的に間に合わないの、要望は却下する。各単協内での意見のすり合わせも必要で、委員会としても継続してこの問題を取り扱っていく。各漁協から要望される方は来ていただいて、委員の皆さんもそれぞれ知識を持っていただかないと判断が難しい。

網谷会長代理から、漁協内で調整できたとしても、今反対してなかったところから反対意見が出たということになるとまた振り出しに戻ってしまう。当然、とやま市漁協のことでも他の氷見、魚津、くろべ漁協も反対できるということなので、5年間の調整が水の泡になってしまう。

高松委員から、次回に向けて判断材料として何が必要なのか、温暖化などで捕れる魚種が変わってきているという話もある。ホタルイカは、水産研究所で漁獲量の集計をしていると思うので、それぞれの定置網でどれほどの細かい漁獲量があるのか。

辻本事務局長から、データはあるが公開していない。漁協単位なら出せるが、定置網ごとは年収などが推察できる個人情報となるので出せない。

高松委員から、漁協単位なら出せるということであるが、新湊と滑川漁協では若干のずれがある。昔は、新湊地区から先に捕れた。過去に初漁期がどのように変わってきたか、データを提供してほしい。

辻本事務局長から、新湊漁協の定置網はいわし網なので漁期が周年で、早い時期からホタルイカが漁獲され、一方、滑川漁協はほたるいかに定置で3月1日からしか漁獲量があがってこない。ホタルイカが、いる、いないではなく、漁期で先に捕れているようにみえたりする。早いうちに情報提供したい。

高松委員から、過去に初漁期がどのように変わってきたかというデータを海区に提供してもらって、判断できる状況の場をつくらないといけない。

森本会長から、いずれにしても今回は時間の問題があるので、「認めない」ということにさせていただく。ただこれで終わりではなく、各単協で意見をまとめていただくことも必要で、委員会も開催して漁協間あるいは色々な意見をいただいて、海区委員の皆様には知識を得ていただいて、次の5年後に向けて一定の結論を得ておきたい。

このほか、委員から意見や質問等は無く、「意義なし」として承認された。

(4) 氷見市沖における石川県いか釣り漁船への対応状況について（報告）

県から、資料4により「氷見市沖における石川県いか釣り漁船への対応状

況について」説明された。

県水産漁港課の北川副主幹から、本件については、令和4年3月17日の海区で一度説明した内容である。おさらいで簡単に説明すると、氷見沖の点線で囲った海域で石川県のいか釣り船団が操業している。夜間は1～2隻、日中は10隻ほどで、19トン船が1隻でそれ以外は5トン未満の3級船である。5トン未満船については、平成19年以前から操業を確認している。一方、19トン船は、令和4年2月から操業を開始した。石川県から聞いたところ、燃油高騰などの事情があって、従来日本海の西側で操業していたが、氷見沖で操業するようになった。元々、氷見漁協の八艘張網の漁場があったが、平成30年に廃業し、今は使われていない。この漁場で、いか釣り船団が操業するようになった。石川県のいか釣り漁船の集魚灯の光力が強いということで、氷見漁協から、地元のいか釣りや定置網漁業者の苦情があるとの通報を受けた。富山県では、いか釣り漁業は自由漁業で規制がなく、県として立ち退きなどが言えない状況である。

令和4年7月29日と9月29日に、氷見地区の海区委員と協議し、解決すべき事案を整理した。その結果、令和4年2月から操業した石川県籍19トンいか釣り漁船1隻の光が強すぎ、漁場に近く、定置網への入網に悪影響を及ぼしており、解決すべきはこの1隻であると意見が一致した。

調整内容として、1～4月の冬季に、石川県籍の5トン以上いか釣り漁船が富山県沖で操業を自粛するように調整する必要があると合意した。その理由として、19トン船は過去に氷見沖での操業実態がなかった、19トン船は光力が強く定置漁業や地元のいか釣り漁船の操業に支障を与える、石川県では5トン以上のいか釣り漁船は知事許可漁業で、1～4月については、許可を受けていても他県船は石川県沖では操業できない許可の内容となっており、富山県でも1隻が石川県の許可を受けているが、1～4月は石川県沖で操業できない。よって、石川県の5トン以上船が富山県沖で操業することは公平性に欠けることがあげられる。これらの理由で、石川県の5トン以上船は富山県沖で操業するのをやめてほしいと調整するべきとの結論に至った。

これまでの対応状況について、令和4年10月3日に、富山県水産漁港課と富山海区が石川県庁に行き、石川県水産課と石川海区と協議した。氷見沖で問題が発生しており、富山県から19トン船の自粛を要請したいと説明した。石川県からは、漁業団体間で調整を進めるのであれば、当事者または代弁者が直接話し合うのがよいと言われた。次に、令和4年10月18日に、全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議が金沢市で開催され、休憩時間に、本県から出席した網谷会長代理から石川県の海区委員で会長代理の方に事情を説明していただいた。富山県の考えを、いか釣り漁船の船主や石川県小型いかつり協会事務局に伝えていただくことで了解いただいた。さらに、令和4年11月11日付けで、富山県小型いかつり漁業者協議会から石川県小型いかつり協会に要請文書を送付した。返答はないが、富山県小型いかつり漁業者協議会事務局から石川県小型いかつり協会事務局に電話したところ、文書は当事者に渡っており実際 読んでいる。当事者は、「沿岸近くで操業したので、言われても仕方がないか」と言っていた。「操業しない、

もう来ない」とまでは言っていないようであるが、富山県の事情は認識されている、との情報を得た。

今後どうするかということで、自粛に応じてもらえれば解決するが、自粛に応じてもらえない場合、当事者間での話し合いを持てればよい。調整ができない場合、ルールが必要になってくる。想定されるルールは、海区漁業調整委員会指示で、随時的、局所的な漁業調整で紛争を防ぐ方法がある。指示の内容として、海域を指定した光力規制、操業禁止区域の設定、承認漁業にして操業条件を細かく設定することが考えられる。沖合漁場は入会漁場なので、ルールを不公平に設定することには注意が必要で、過去には、他県で裁判になったケースもある。

網谷会長代理から、金沢で今の話をしてきた。今の文書では自粛となっているが、それはどういう意味か。来たら駄目なのか。

北川副主幹から、禁止ではない。

網谷会長代理から、氷見漁協はどうしてほしいと言っているのか。自粛してくれといっても、どう自粛するのか記載されていない。光力制限なのか場所なのか、そういうことを先方に伝えないといけない。

北川副主幹から、この自粛というのは、石川県 19 トン船が、富山県沖で操業することをやめてほしいという意味である。

網谷会長代理から、昔、新湊に中型いか釣りがあったころ、期日と光力制限をしていた。過去の光力制限は調べれば分かるが、多分 100 kW だったと思う。氷見漁協は 100 kW なら認めるのか。

北川副主幹から、自粛していただけないとなると、条件設定の話になる。こちらで一方的にやるのはよくない。

網谷会長代理から、それは順序が逆ではないか。話し合っ、相手が来ませんというのであれば今の話も真なりと思うが。

森本会長から、伝えたというだけで回答がないのか。ほっとくわけにはいかない。それで返答がないということであれば、話し合いの場を設けても出てこないだろう。

辻本事務局長から、石川県に行って調整の話をしているが、石川県から当事者間で話をしてくれと言われている。今は、県が準備して、小型いかつり協会を窓口にして文書を出して、回答があれば良いなどは思っていたが、先方は迷惑になっていることは認識されたようであるが、次の漁期に来るとも来ないともわからない状況である。県が一漁協の船主に対して他県での調整では相手が構えてしまう。普通、同じ漁業種間や漁協事務局間で調整してもらおう。次に組合長間で、それでも駄目なら漁連間となって、最後に県となる。それがなされないまま問題が進捗している。県としては、話が成立するかどうかかわからないが、当事者間での話し合いを投げかけてみる必要があると考えている。相手が出てこなければ委員会指示も出すことはできるが、沖合の入会漁場で石川県と富山県で指示のやりあいになるのを恐れている。特に、富山県のかご漁業者は、石川県沖や白山瀬にバイやカニを捕りに行っている。まずは漁協間で話し合いの場をもつていただいで調整してもらおうのが賢明なやり方だと思う。

網谷会長代理から、氷見漁協で条件を出してもらえば、私が石川県に行ってもよい。氷見漁協としては全面禁止で来てほしくないということか。光力とか何マイル以内に入ってもらいたくないとか、条件を出すつもりはないか。

森本会長から、来てほしくない。圧倒的に光力が違う。作れというなら条件は出せる。

網谷会長代理から、氷見漁協から条件を出して、県がそれをもって石川県にいくことも可能。

辻本事務局長から、富山県が行くと石川県が出てくる。県間でやりあうのは避けたい。今は、いかつり協議会を当事者として文書を出したところであるが、氷見漁協から出してもらってもひとつの方法である。話し合いの場を設定することが次のステップと思っている。

坂田委員から、本県では、いか釣り漁業は自由漁業で、他の日本海側の県は許可漁業になっている。なぜ富山県だけ自由漁業なのか。石川県のいか釣りの肩を持つわけではないが、自由漁業であれば何をしてもよいですよ。自粛といわれても応じないのが普通感覚である。

辻本事務局長から、知事許可漁業とするのは、漁業をする方がいることが前提で、今、富山県内で許可できる船は1隻しかいない。今まで富山湾奥で光力の高いいか釣り漁業をすればトラブルとなるということで操業されない。

坂田委員から、作っていなかったからトラブルになっているのではないかと。作ればよい。

辻本事務局長から、漁業をやる実態があれば知事許可漁業を作れるが、締め出すために許可漁業を作ることはできない。

網谷会長代理から、自由漁業であっても、地先権とか他の操業の邪魔をしてはいけないという条件が付いているので、自由漁業だから、どこで誰が何をしてもよいという理屈ではない。

北川副主幹から、以前は、その海域は新湊漁協とか県外も含めていか釣り業者が操業していたが、その時も自由漁業で漁業者間の協定を結んでルールを作って操業していた。いろいろトラブルがあったが海区が仲介するなどしてうまくやっていた。今は極端に人が減って窓口がなくなってしまい調整が難しくなっている。

坂田委員から、富山県でいか釣り漁船がないから知事許可漁業にできないのか。石川県いか釣り船は、何ワットを使っているのか。

北川副主幹から、知事許可漁業とする選択肢はあるが、知事許可漁業にすることは、許可することが前提であって、広く他県に募集する必要がある。1隻2隻のために広く募集するののかという問題も出てくる。規制は一気に高めるのではなく、段階的に進めるもので、水産庁にも相談したが、一番緩い規制から始めることが一般的である。また、石川県いか釣り19トン船は180kWまで使える船となっており、全国のいか釣り団体で上限を決めている。まずは委員会指示で、海域を決めて60kWにしましょうとかの議論はある。

森本会長から、いずれにしても、このままほっておいても時間が過ぎていくばかりで、何ら解決策にならない。段階を経て次の手を考えていきたい。

氷見漁協としても、話し合いをしろというのは分かるが、出てこないことも十分考えられ、順番に進めていく。

このほか委員から意見や質問等は無かった。

(5) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の概要について（報告）

事務局から、資料5により「全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の概要について」説明された。

辻本事務局長から、令和4年10月18日に石川県金沢市で開催された日本海ブロック会議については、網谷会長代理にご出席いただき、辻本が同行した。北陸4県5海区の要望として、網谷会長代理からクロマグロの資源管理について、特に、遊漁の問題について説明していただいた。

令和7年から全国海区漁業調整委員会連合会長には、日本海ブロックから選出することとなっている。これまで連合会長・副会長に就いていない山形、富山、但馬海区から選出される可能性が高いことが説明された。

委員から意見や質問等は無かった。

(6) 次回委員会

次回の委員会は、令和4年12月22日（木）13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和4年11月24日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____